

# 就労継続支援優良取組表彰 募集案内

## 1. 目的

この表彰は、府内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という。）に基づく行政庁の指定等を受けている障がい福祉サービス事業所のうち就労継続支援B型の事業所（以下「事業所」という。）の工賃向上及び就労支援等についての優れた取組みを讃え、その取組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的とします。

## 2. 対象事業所

大阪府内に所在する総合支援法に基づく行政庁の指定等を受けている障がい福祉サービス事業所のうち就労継続支援B型事業所

## 3. 募集期間

令和6年9月9日（月） から 令和6年10月31日（木） まで  
\*郵送の場合は、令和6年10月31日（木） 当日の消印有効

## 4. 応募方法

事業所代表者の自薦又は地方公共団体の推薦によります。

### (1) 提出書類

ア 就労継続支援優良取組表彰 表彰事業所推薦書（別紙様式）

イ 事業所工賃向上計画シート（令和6～8年度）の写し

[【大阪府行政オンラインシステム事業所工賃向上計画シート】](#) マイページよりダウンロード可

ウ その他参考となる資料

例：法人概要、事業所サービス内容等のパンフレット、取組内容・実績に関する資料

\*提出書類は表彰事業所の選定以外には使用しません。また、返却しませんので、あらかじめご了承ください。

### (2) 提出先（郵送、メールいずれも可）

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ

住 所 〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館1階

電 話 06-6941-0351（内線番号4143）

メール [jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※メールアドレス誤り等による申請漏れないよう、お手数ですが送付後担当までお電話ください。

※メール添付資料が大容量の場合、受信不可場合がありますので、事前にご相談ください。

## 5. 選定方法

提出書類の内容を基に、別途定めた着目ポイント（※）から、有識者の意見を聴いて表彰事業所を選定します。また、必要に応じて実地確認等を行います。

なお、次のいずれかに該当する事業所は選定しないことがあります。

- ・過去3年以内に総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けた事業所
- ・過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表された事業所

## 6. 表彰

令和7年1月以降に表彰式を開催予定。大阪府知事の表彰状を授与します。

## 7. その他

表彰された事業所の工賃向上や就労支援の好事例となる取組みを大阪府のHPに掲載し、府内事業所に紹介します。また、大阪府が行う事業所向けセミナーでの講演協力をお願いする場合がございます。

※推薦書様式、過去受賞者取組紹介等は、下記大阪府ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/jyusan/hyousyou.html>

※着目ポイント（令和6年度）

項 目	内 容
工 賃	前年度の平均工賃月額が大阪府の平均工賃月額（令和5年度速報値 17,925 円）を上回るもの、かつ、工賃向上計画を提出していること
就 労 者 数	過去3年間で1人以上の一般就労実績のある事業所
工賃向上への取組み	安定した受注体制の確保、生産性の向上への取組み、市場開拓への取組みなど
就労支援への取組み	企業見学や実習、面接などの就職支援への取組みなど
その他の取組み	利用者のモチベーションへの取組み、職員の支援力向上の取組み、地域との連携、外部との連携
情 報 開 示	法人HPにおいて平均工賃月額、工賃向上の取組み、就労者数等を公表